

○柴田町個人情報保護条例施行規則

平成17年3月4日
規則第5号

改正 平成18年 1月27日規則第 8号
平成18年12月 5日規則第38号
平成21年 6月25日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、実施機関が取り扱う個人情報の保護について、柴田町個人情報保護条例(平成17年柴田町条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿の様式)

第2条 条例第6条第1項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿(様式第1号)とする。

(委託に伴う措置)

第3条 条例第13条第1項の規定により、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに行わせる場合で、電子計算機を使用して処理するときは、次に掲げる事項を約定するものとする。

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
- (2) 再委託の禁止及び権利譲渡の禁止に関する事項
- (3) 目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 目的外の複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 検査に応じる義務に関する事項
- (6) 事故発生時の報告義務に関する事項
- (7) 前各号に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項
- (8) その他個人情報の保護のために必要と認める事項

(代理人による開示請求)

第4条 条例第14条第2項(条例第25条第2項及び条例第30条第2項において準用する場合を含む。)の代理人は、本人が未成年又は成年被後見人である場合における法定代理人及び本人が開示請求(訂正請求及び利用停止請求を含む。)をすることができないやむを得ない事由があると町長が認める場合における委任による代理人(以下「任意代理人」という。)とする。

(開示請求書の様式)

第5条 条例第15条第1項に規定する開示請求書は、個人情報開示請求書(様式第2号)とする。

(本人等の確認に必要な書類)

第6条 条例第15条第2項(条例第23条第4項、条例第26条第3項及び条例第31条第2項において準用する場合を含む。)に規定する実施機関が指定するものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求をし、又は開示を受ける場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類

として町長が認めるもの

- (2) 本人に代わって法定代理人が請求をし、又は開示を受ける場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び未成年者に係る戸籍抄本、成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として町長が認めるもの
- (3) 本人に代わって任意代理人が請求をし、又は開示を受ける場合 当該任意代理人に係る第1号に定める書類及び本人の印鑑証明書を添付した委任状
- (4) 遺族が請求をし、又は開示を受ける場合 当該遺族に係る第1号に定める書類及び戸籍謄本、除籍謄本その他遺族であることを証明する書類として町長が認めるもの
(個人情報開示決定通知書等の様式)

第7条 条例第20条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 個人情報の全部の開示の決定 個人情報開示決定通知書(様式第3号)
- (2) 個人情報の一部の開示の決定 個人情報部分開示決定通知書(様式第4号)
- (3) 個人情報を開示しない旨の決定 個人情報非開示決定通知書(様式第5号)
- (4) 条例第19条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 個人情報の存否を明らかにしない決定通知書(様式第6号)
- (5) 個人情報を保有していない旨の決定 個人情報不存在決定通知書(様式第7号)
(決定期間を延長した旨の通知の様式)

第8条 条例第21条第2項(条例第29条第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第8号)によるものとする。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 条例第22条第1項及び第2項の規定による通知は、個人情報の開示に係る意見照会書(様式第9号)によるものとする。

- 2 条例第22条第1項及び第2項の意見書は、個人情報の開示に係る意見書(様式第10号)によるものとする。
- 3 条例第22条第3項の規定による通知は、個人情報を開示決定した旨の通知書(様式第11号)によるものとする。
(個人情報の開示の方法等)

第10条 条例第23条第1項の規定による個人情報の開示は、町長が指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 前項の場合において、公文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。
- 3 町長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。
(写しの交付等)

第11条 条例第24条第2項の費用は、次のとおりとする。

- (1) 乾式複写機(白黒)により日本工業規格A3版までの用紙を用いて作成する場合 1面につき10円(カラーコピーの場合は1面につき60円)
 - (2) その他の方法により写しを作成する場合 当該作成に要する費用
- 2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(訂正請求書の様式)

第12条 条例第26条第1項に規定する訂正請求書は、個人情報訂正請求書(様式第12号)とする。

(個人情報の訂正請求)

第13条 訂正請求を行おうとする者は、個人情報開示決定通知書若しくは個人情報部分開示決定通知書又は他の法令により交付を受けた個人情報が記録された物の写しを提示しなければならない。

(個人情報訂正決定通知書等の様式)

第14条 条例第28条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 訂正請求に係る個人情報の全部の訂正の決定 個人情報訂正決定通知書(様式第13号)
- (2) 訂正請求に係る個人情報の一部の訂正の決定 個人情報部分訂正決定通知書(様式第14号)
- (3) 個人情報を訂正しない旨の決定 個人情報非訂正決定通知書(様式第15号)

(利用停止請求書の様式)

第15条 条例第31条第1項に規定する利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書(様式第16号)とする。

(準用)

第16条 第13条の規定は、利用停止請求を行おうとする者について準用する。

(個人情報利用停止決定通知書等の様式)

第17条 条例第33条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 利用停止請求に係る個人情報の全部の利用停止の決定 個人情報利用停止決定通知書(様式第17号)
- (2) 利用停止請求に係る個人情報の一部の利用停止の決定 個人情報部分利用停止決定通知書(様式第18号)
- (3) 個人情報の利用停止をしない旨の決定 個人情報非利用停止決定通知書(様式第19号)

(諮問をした旨の通知の様式)

第18条 条例第36条に規定による通知は、柴田町個人情報保護審査会諮問通知書(様式第20号)によるものとする。

(運用状況の公表)

第19条 条例第54条の規定による運用状況の公表は、町の広報紙に掲載して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(柴田町電子計算組織に係る個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 柴田町電子計算組織に係る個人情報保護条例施行規則(平成5年柴田町規則第1号)は、廃止する。

(柴田町情報公開条例施行規則の一部改正)

- 3 柴田町情報公開条例施行規則（平成13年柴田町規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

- 4 この規則の施行の際現にされている改正前の柴田町情報公開条例施行規則の規定による自己情報の訂正に係る諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、この規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成18年規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第18号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。